

薬食監麻発第0327029号
平成20年3月27日

各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

医薬食品局監視指導・麻薬対策課


覚せい剤施用機関の指定基準について（通知）

覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第3項に規定する覚せい剤施用機関については、同法第3条第2項の規定に基づき、その指定に関する基準が覚せい剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）第1条第1号により定められている。

今般、患者や住民自身が自分の病状にあった適切な医療機関の選択を支援するという観点から標榜診療科名の見直しを行うため、平成20年2月27日厚生労働省令第13号をもって、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）等の一部が別添のとおり改正され、覚せい剤取締法施行規則第1条第1号についても下記のとおり指定基準に係る診療科名が改正され、平成20年4月1日から施行することとなったので、制度の運営及び関係者への周知につき遺漏のないよう格段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 覚せい剤取締法施行規則第1条第1号中「神経科」を「医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」に改めたこと。

これにより、覚せい剤施用機関の指定基準は、「精神科若しくは医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に

必要と認められるものであること」とすること。

2. 覚せい剤取締法施行規則第1条第1号に規定する「精神科」、「外科」、「整形外科」、「産婦人科」、「眼科」又は「耳鼻いんこう科」（以下「精神科等」という。）は、今回の改正による改正後の医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により精神科等と組み合わせた名称を診療科名とする診療科をそれぞれ含むものであり、また、神経科についても改正前の診療科である「神経科」が指示示す範囲と上記1において述べた改正後の診療科である「医療法施行令第3条の2第1項1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科」が指示示す範囲が同一であるため、本改正による覚せい剤施用機関の指定基準を満たす病院又は診療所の範囲に変更は生じないこと。